

契約日が 2023 年 3 月 31 日以前となるお客さまへ

2026 年 2 月

お客さま各位

T & D フィナンシャル生命保険株式会社

目標値到達時継続プランへ変更を希望されるお客さまへ

2023 年 3 月 31 日までに「生涯プレミアムワールド 5」をご契約され、目標値到達時継続プランへの変更をご希望されるお客さまには、下記の「積立利率更改型の終身保険への変更に関する特則」が適用されますので、ご確認ください。

なお、「目標値到達時継続プラン」への変更に関連する条文のみを抜粋して記載しています。最新の「ご契約のしおり・約款」とあわせてご確認ください。

無配当外国為替連動型終身保険（積立利率更改・通貨選択 V 型） 普通保険約款

積立利率更改型の終身保険への変更に関する特則

- ① 保険契約者は、この保険契約について、付加された目標値到達時終身保険移行特約に基づき、積立利率の適用のない終身保険契約に移行された（以下、この保険契約を「変更前契約」といいます。）日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、第 4 項の請求書類を会社の本店が受け付けた日（以下「変更日」といいます。）に変更前契約を積立利率更改型の終身保険契約（以下「変更後契約」といいます。）へ変更（以下「変更後契約へ変更」といいます。）することができます。
- ② 本条の変更に際しては、変更日において、つぎの各号のいずれにも該当していることを要します。
 1. 会社が変更後契約の締結を取り扱っていること
 2. 被保険者の年齢が会社の取扱範囲内であること
 3. 変更後契約の基本保険金額が会社の取扱範囲内であること
 4. 変更後契約の積立利率更改期間に応じた積立利率が設定されていること
- ③ 前 2 項の規定にかかわらず、変更日までに、つぎの各号のいずれかに該当した場合、会社は、変更後契約へ変更を取り扱いません。
 1. 変更前契約に年金支払移行特約（I 型）の付加の請求がされたとき
 2. 変更前契約に付加された特約によって、介護年金支払または介護認知症年金支払の請求がされたとき
 3. 変更前契約が解約その他の事由によって消滅したとき

- ④ 保険契約者が変更後契約へ変更を請求するときは、会社の定める期間内に、請求書類を会社に提出してください。なお、この期間を過ぎて請求書類が提出された場合、会社は、変更後契約へ変更を取り扱いません。
- ⑤ 変更後契約の基本保険金額は、変更前契約の変更日末の解約払戻金をもとに計算した金額と同額以下とし、保険契約者が会社の取扱範囲内で定めるものとします。なお、保険契約者が変更後契約の基本保険金額としてこの金額と同額未満の金額を定めたときは、会社は、変更前契約の変更日末の解約払戻金と変更後契約の基本保険金額に相当する金額との差額を保険契約者に支払います。
- ⑥ 会社は、原則として被保険者の選択を行なわないものとします。
- ⑦ 会社は、変更日末に変更後契約の一時払保険料の払込があったものとし、その時から変更後契約の責任を負うものとします。また、変更日を変更後契約の契約日とします。
- ⑧ 変更後契約には、変更後契約の普通保険約款（特約条項も含みます。）を適用します。
- ⑨ 変更前契約は変更日末に解約されたものとします。この場合、第5項なお書きに該当するときは除き、解約払戻金その他の払戻金の支払はありません。
- ⑩ 変更後契約について、保険金の支払の規定もしくは告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- ⑪ 変更後契約が変更前契約と同じ保険種類の場合、前5項の規定を適用しません。また、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第5項の規定中、「解約払戻金」とあるのは、「解約払戻金（確定保険金額を除きます。）」と読み替えます。
 2. 変更後契約の普通保険約款について、確定保険金額の規定中、「契約日」とあるのは、「契約日、変更日」と読み替えて適用します。
 3. 変更後契約の普通保険約款について、指標金利、基準金利、積立利率更改日、為替変動率および基本払戻金額の規定中、「契約日」とあるのは、「変更日」と読み替えて適用します。
 4. 変更後契約の普通保険約款について、「契約応当日」とあるのは、「変更日の応当日」と読み替えて適用します。
- ⑫ 変更後契約へ変更されたときは、会社は、保険契約者に書面により通知します。